

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、住民基本台帳管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

酒々井町長

公表日

平成29年4月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	・住民基本台帳法に基づき住民記録と戸籍の附票の管理を行っている。 ・住民記録の業務は、窓口における住民異動届の受付審査、異動内容の記録、附票通知(19条1、3、4項通知)の処理、法務省通知に分けられており、住民異動届の内容により記録された内容により住民票、転出証明書等作成し交付と住民票及び戸籍の附票管理を行っている。 ・住民基本台帳ネットワークにより個人番号の生成依頼及び本人確認情報を通知している。 ・住民基本台帳ネットワークにより個人番号の通知及び個人番号カードを交付するための送付先情報を送付する。 ・中間サーバーへの住民票に関する情報を送付する。
③システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 住民基本台帳ファイル 2. 本人確認情報ファイル 3. 送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	酒々井町税務住民課住民班
②所属長	税務住民課長 鳩貝剛
6. 他の評価実施機関	
総務省、地方公共団体情報システム機構	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	税務住民課住民班 千葉県印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地 043-496-1171
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務住民課住民班 千葉県印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地 043-496-1171

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

[illegible]